独立行政法人環境再生保全機構の役職員の報酬・給与等について

- I 役員報酬等について
 - 1 役員報酬についての基本方針に関する事項
 - ① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

環境省独立行政法人評価委員会の当該事業年度に係る業務の実績に関する評価結果を踏まえ業績給に反映させることとしている。

(参考)役員報酬規程第7条第4項

理事長の業績の額は、基準額に100分の132を乗じて得た額に、別に定める評価委員会の評価結果に則した100分の200から100分の0までの範囲内で定める割合を乗じて得た額とする。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	(改正なし)
理事	(改正なし)
監事	(改正なし)
監事(非常勤)	(改正なし)

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間	報酬等の総	額		就任•退	任の状況	前職
12名		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	月月月取
	千円	千円	千円	千円			
法人の長	17,464	11,340	4,444	1,361 (特別都市手当) 319 (通勤手当)			
	千円	千円	千円	千円			
A理事	14,151	9,852	2,995	1,182 (特別都市手当) 122 (通勤手当)			
	千円	千円	千円	千円			
B理事	15,107	9,852	3,861	1,182 (特別都市手当) 212 (通勤手当)			\Diamond
	千円	千円	千円	千円			
C理事	15,296	9,852	3,861	1,182 (特別都市手当) 401 (通勤手当)			*
	千円	千円	千円	千円			
A監事	12,890	8,424	3,301	1,011 (特別都市手当) 154 (通勤手当)			
B監事	千円	千円	千円	千円			
(非常勤)	2,437	2,400	_	37 (通勤手当)			

注1:「特別都市手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:「前職」欄は、役員の前職を種類別に退職公務員は「*」、役員出向者については「◇」、独立行政法人等の退職者については「※」、 退職公務員でその後独立行政法人等の退職者は「*※」の記号を付している。

注3:賞与のうち業績給については、前年度の評価結果を反映させ、翌年度に支給している。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での	在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長						該当者なし	
理事A						該当者なし	
理事B						該当者なし	
理事C						該当者なし	
監事						該当者なし	
監事 (非常勤)						該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄は、役員の前職を種類別に退職公務員は「*」、役員出向者については「◇」、独立行政法人等の退職者については「※」、 退職公務員でその後独立行政法人等の退職者は「*※」の記号を付している。

Ⅱ 職員給与について

- 1 職員給与についての基本方針に関する事項
 - ①人件費管理の基本方針

中期目標で示された一般管理費の削減目標(中期目標期間の最終年度において第一期中期目標期間の最終年度(平成20年度)比で15%を上回る削減を行う。)を達成する。

また、行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間における人員の5%以上の削減を実施するとともに、経済財政運営と構造改革に関する方針2006(平成18年7月7日閣議決定)に基づく取組を平成23年度まで継続する。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員に対する人事院勧告等を参考にしつつ、社会一般の情勢に適合した給与水準となるよう努めている。

イ職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方 業績評価及び発揮能力評価から構成される人事評価制度の評価結果を賞与・昇給へ反映させることとしている。

「能率、勤務成績が反映される給与の内容」

給与種目	制度の内容
昇給	人事評価制度の評価結果に基づき、5段階の昇給幅で昇給を実施(H20.4より導入)
賞与:業績手当(査定分)	人事評価制度の評価結果に基づき、業績手当に反映

- ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点
- で・期末手当及び業績手当の支給割合を調整(年間支給月数3.95月に変更なし)。
 - 一般職 期末手当 6月期 1.25月→1.225月 12月期 1.35月→ 1.375月

業績手当 6月期 0.70月→0.675月 12月期 0.65月→ 0.675月

管理職 期末手当 6月期 1.05月→1.025月 12月期 1.15月→ 1.175月

業績手当 6月期 0.90月→0.875月 12月期 0.85月→ 0.875月

・寒冷地手当の廃止(支給実績なし)。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

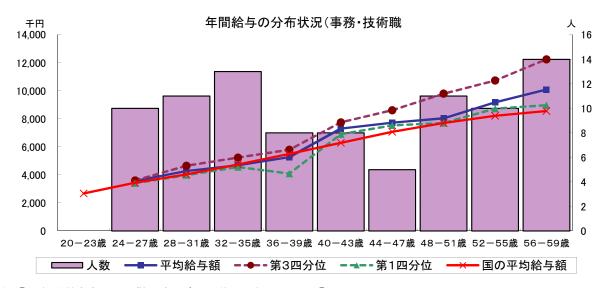
				平成	23年度の年	間給与額(
	区分	人員	平均年齢	総額	うち所定内		うち賞与
						うち通勤手当	
	安热磁	人	歳	千円	千円	千円	千円
	常勤職員	82	42.5	7,172	5,379	170	1,793
	-t-76 L445	人	歳	千円	千円	千円	千円
	事務•技術	82	42.5	7,172	5,379	170	1,793
_			ı.e.l				~ III
	任期付職員	人	歳	千円	千円		千円
	上为门城县	8	41.3	3,958	3,054	218	904
	*** ++4r	人	歳	千円	千円	千円	千円
	事務•技術	8	41.3	3,958	3,054	218	904
		人	歳	千円	千円	千円	千円
	非常勤職員	3	38.3	4,196	3,112	214	582
		人	歳	- 1,100 千円	- 5,11 - 千円	千円	千円
	事務•技術	3	38.3	4,196	3,112	214	582

注:「常勤職員」については任期付職員、非常勤職員を除いている。

「研究職種」、「医療職種」、「教育職種」については該当者がいないため記載を省略した。

「在外職員」、「再任用職員」については該当者がいないため記載を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)[非常勤職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
77.114/1002/11/7/2	八只	, , , , , ,	第1分位	, .	第3分位
Ils also II with II.	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
本部部長	4	58.8	-	12,436	_
本部課長	15	52.5	8,802	9,881	10,724
地方課長	1	_	_	_	_
本部課長代理	24	48.3	7,105	7,866	8,544
地方課長代理	1	_	_	_	_
本部係長	9	39.4	5,200	5,627	5,302
本部主任	7	34.5	4,746	4,875	4,930
本部係員	27	31.3	3,498	3,897	4,249
地方係員	2	-	-	_	-

注:代表的職位「本部部長」は、該当者が4名以下のため、平均額のみを記載する。「地方課長」、「地方課長代理」及び「地方係員」は、該当者が2名 以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢及び年間給与の平均額については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
標準的 な職位		部長 次長	課長	課長代理	係長 主任	係員	係員
人員	82	人 4	人 16	人 25	人 16	人 21	人 -
(割合)		(4.9%)	(19.5%)	(30.5%)		(25.6%)	
年齢(最高		歳	歳	歳	歳	歳	歳
~最低)		59~58	59~46	59~36	57~31	44~24	_
所定内給		千円	千円	千円	千円	千円	千円
与年額(最 高~最低)		9,118~8,784	8,138~6,556	6,923~4,366	5,757~3,483	4,533~2,562	-
年間給与		千円	千円	千円	千円	千円	千円
額(最高~ 最低)		12,665~12,251	11,074~8,617	9,199~5,792	7,704~4,686	6,000~3,405	-

③-2 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(任期付職員)

区分	計	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
標準的 な職位		部長 次長	課長	課長代理	係長 主任	係員	係員
人員 (割合)	8	人 -	-		人 -	- -	人 8 (100.0%)
年齢(最高 ~最低)		歳	歳	歳	歳	歳	歳 55~32
所定内給 与年額(最 高~最低)		千円 -	千円	千円	千円 -	千円 -	千円 3,317~2,632
年間給与 額(最高~ 最低)		手円 -	千円 -	手円 -	千円 -	千円 -	千円 4,344~3,493

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

	X	分	夏季(6月)	冬季(12月)	計
	一油	支給分(期末相当)	%	%	%
	— ₁ —	又柏牙(朔木相目)	55.9	59.3	57.7
管理	***************************************		%	%	%
職員	査定: (平均	支給分(勤勉相当) I)	44.1	40.7	42.3
			%	%	%
		最高~最低	48.4~34.2	42.7~31.6	45.5~32.8
	油	支給分(期末相当)	%	%	%
	1+	X和力(朔木阳目)	64.9	67.4	66.2
一般			%	%	%
職員	査定: (平均	支給分(勤勉相当) I)	35.1	32.6	33.8
			%	%	%
		最高~最低	38.2~31.3	32.9~28.9	35.5~30.0

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員) 対国家公務員指数(行政職(一))

108.5

対他法人指数(事務・技術職員)

102.7

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、 すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100 として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出 ○事務•技術職員

○事務・技術職員項目			内容	
	対国家公務員	108.5		
指数の状況		参考	地域勘案 学歴勘案 地域·学歴勘案	109.0 105.5 107.7
比較対象職員の状況				2人及び任期付職員欄の8人 計90人
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	有するとが対対を確していることが対対をできまができませ、国制を対している。 は、国制を対している。 は、大の、大の、大の、大の、は、大の、は、大の、は、大の、は、大の、は、大の、	住家 【大は業計員】 証成のも給、情報のようとは、 大は業計員合は、 大は、 大は、 大は、 大は、 大は、 大は、 大は、 大	たことから、大卒以上の指数を上げる要因の一つにといる大学卒以上の環境再生保全機構 83.3% 人整理合理化計画に基施していた多岐にわたるの管理職割合(22.2%):上げる要因の一つと考え、23年国家公務員に比べ、大学卒意にられる。 他の低減のための各種取員調に低減していると言え適合した水準に向けた措	比率(%)】 国家公務員行政職(一) 52.6% づき、旧公害健康被害補償予防協会業務を承継しており、各業務の専門部が国(15.4%※)より高くなっていることさられる。 等実態調査(人事院)の行(一)6級以上 以上の職員の割合が高く(機構高い(機構22.2%、国15.4%)ため、指数の組みを実施してきたことにより、対国さるが、引き続き、業務の実績を考慮し
給与水準の適切性の 検証	(国からの財政 88,687,400千円 【累積欠損額に 累積欠損額	総額に占め 支出額 2 引(96,382, こついて】 0円(平成 iめる給与	つる国からの財政支出の 25,151,428千円(27,389, 401千円):平成23年度 ⁻ 23年度決算) 、報酬等支給総額の割名	241千円)、支出予算の総額 予算(平成22年度予算))
講ずる措置	の5年間におばる 2. 給与体の 2. 給与体の 2. 給与体の 2. 給与体の 2. 治与体の 2. 治与体の 2. 治与体の 2. 治与性の 3. 事成後ず 水1.	ける上、近、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	25%以上の削減を、前領取組を、引き続き継続す 取組を、引き続き継続す えた給与体系の見直しる。 計置) える管理職員の本俸を1 数を減らし、管理職数を2 の業績評価や職員の にしを行った。 措置) 等に併せて、管理職数 成23年度の対国家公務 水準及び具体的期限〉 に公務員指数119.3についる 、地域差、学歴構成を にたい、結与水準の是正に	を計画的かつ着実に実施することによ 5%減額して支給。

Ⅲ 総人件費について

区分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増	∮△減	中期目標期間成21年度)から	
給与、報酬等支給総額	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
	953,334	945,197	8,137	(0.9)	48,742	(△4.9)
退職手当支給額	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
	72,746	98,138	△25,392	$(\triangle 25.9)$	95,775	(△56.8)
非常勤役職員等給与	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
	143,338	151,385	△8,047	$(\triangle 5.3)$	10,198	$(\triangle 6.6)$
福利厚生費	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
	171,892	172,617	△725	$(\triangle 0.4)$	7,330	(△4.1)
最広義人件費	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(A+B+C+I	1,341,310	1,367,337	△26,027	(△1.9)	162,045	(△10.8)

※平成22年度の退職手当支給額、非常勤役職員等給与及び福利厚生費に計上誤りがあったため、当初の額より修正した。

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額、最広義人件費増減の要因

平成22年度は、一名の役員の年度途中(平成22年10月)の就任により、それまでの期間、当該役員に係る報酬の支給はなかったが、平成23年度においては通年の支給となったため等により、給与、報酬等支給総額が微増したものの、退職者の減少、中期計画に定めた常勤職員数の削減及び本俸基準表水準の引き下げを行ったことによる給与の減少並びに非常勤職員費用が減少したことにより、最広義人件費は減少した。

②簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組状況

業務運営の効率化を図るとともに、機構が十分な役割を果たすことができるよう業務の改善・見直しを進めることにより、石綿健康被害救済業務に従事する職員を除き、期末の常勤職員数を期初の 8割以下とする。

また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間における人員の5%以上の純減を、第一期中期計画期間中において達成している。

第一期中期目標期初の常勤役職員数 136人 石綿健康被害救済業務の追加に伴い増員した常勤職員数 44人 第一期中期目標期末(平成20年度末)の常勤役職員数の目標 151人

平成24年4月1日現在の常勤役職員数148人(平成23年度に1人削減)

【主務大臣の検証結果】

平成20年度に達成しており、適正である。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成18年 4月1日)	平成18年 度	平成19年 度	平成20年 度	平成21年 度	平成22年 度	平成23年 度
人員数 (人)	161	159	157	151	150	149	148
人員純減率 (%)		▲ 1.2	▲ 2.5	▲ 6.2	▲ 6.8	▲ 7.5	▲8.1

- (注1)新規業務(石綿健康被害救済業務)の追加に伴い、平成17年度 4名、平成18年度 40名の増員が認められ
- ているため、基準年度は平成18年4月1日現在の人員としている。
- (注2)人員数には、常勤役員数5名が含まれている。

IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の給与等の改定及び臨時特例に関する法律」に準じて、平成24年4月から以下の措置を講ずることとした。

- 1 役員
- ①俸給月額の引き下げ
 - ・理事長・理事・理事945,000円 → 940,000円821,000円 → 817,000円
 - ·監事 702,000円 → 698,000円
 - •非常勤監事 200,000円 → 199,000円
- ②平成23年度分業績給(平成24年9月支給予定)における平成23年度給与の年額調整
- ③平成24年4月から平成26年3月までの臨時特例
 - ・俸給月額及び特別都市手当の支給額の減額(▲9.77%)
 - ・期末手当、業績給の支給額の減額(▲9.77%)
- 2 職員
- ①俸給月額の引き下げ(若年層を除く)
- ②本俸に係る経過措置の実施を平成26年3月31日とするとともに額を引き下げ
- ③平成24年6月賞与における平成23年度給与の年額調整
- ④平成24年4月から平成26年3月までの臨時特例
 - ・俸給月額の支給額の減額(在職級毎に▲4.77%、▲7.77%、▲9.77%の3区分)
 - ・管理職手当の支給額の減額(▲10%)
 - ・俸給月額及び管理職手当の支給額減額に対応した特別都市手当の支給額の減額
 - ・賞与(期末手当、業績手当)の支給額の減額(▲9.77%)